

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

厚生年金関係 8 件

岩手厚生年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については22万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月31日から同年4月1日まで

私は、申立期間において、A社に勤務し昭和63年3月31日に退職した。社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答された。給与明細書等の資料は無いが勤務していたので、厚生年金保険の資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿の写し及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が同社に昭和63年3月31日まで継続して勤務したことが確認できる。

また、当該事業所への照会結果によると、給与支払方法は、申立人の申立期間当時から現在に至るまで、毎月20日締め27日支払で、厚生年金保険料は翌月控除となっていると回答しているところ、申立人の申立期間前後の年の3月末日に退職した者の資格喪失日は4月1日となっていることから判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年2月のオンラインの記録から、22万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は当時の事務担当者が数年前に退職し関係資料も無いため、どのような事務処理をしたか不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和63年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31

日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立てに係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち昭和19年10月1日から20年8月23日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を20年8月23日とし、当該期間に係る標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月27日から19年6月1日まで
② 昭和19年10月1日から20年8月26日まで

私は、昭和16年4月にA社に入社し、A社から同社B支店、その後疎開先の同社C支店と継続勤務し、20年8月25日に終戦のため会社が解散し退職した。しかし、勤務した期間のうち、厚生年金保険の被保険者記録は一部しか残っていない。E学校同期生及びC支店での当時の集合写真等を提出するので被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、同僚の供述、申立人が保管している写真及び申立人の具体的な供述から、申立人がB支店に勤務していたことは認められる。

また、申立人が、当該事業所において同じ部内で一緒に班だったとする同僚は、「E学校卒業後申立人と一緒にB支店に移った。数か月は別の部署だったが、その後は一緒に業務をしていたと思う。空襲があった後D市に疎開し一緒に終戦を迎えた。」と供述しているところ、厚生年金保険被保険者台帳によれば、当該同僚を含む複数のE学校卒業生について、昭和19年6月1日から20年8月23日までA社において厚生年金保険の被保険者記録があることを踏まえると、申立人についても当該同僚と同様の取扱いがなされたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち昭和19年10月1日から20年8月23日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和19年9月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、複数の同僚の供述により、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人及び同僚は、当該期間は当該事業所内にあるE学校に入学したとしており、厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和17年6月27日に資格を喪失した理由として「職員」と記載されていることから、事務系の労働者として制度上労働者年金保険の対象とならなかったと考えられ、労働者年金保険被保険者名簿から同学校の同期である2期生60人全員が同日に資格喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間①に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月1日から22年4月30日まで
昭和19年1月1日にA社(現在は、B社)に入社し、C支店に勤務した。
その後、D出張所に勤務した後、20年11月に日本に引き揚げ、国内の同社事業所に継続して勤務したが、厚生年金保険被保険者記録は22年5月1日からしか無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る職員カードから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所から提出された厚生年金保険記録簿によると、申立人は当該事業所において、昭和22年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該事業所は、申立人が被保険者資格を取得した昭和22年5月1日に、874人の者を新たに厚生年金保険被保険者資格を取得させていることが確認できるところ、複数の元同僚は、「当時、A社はE工事を受注し、その時に大量の従業員を雇用した。」、「22年5月1日より前に入社したが、厚生年金保険被保険者資格を取得したのは同日だった。」と供述していることから、当該事業所は、同工事を受注し大量雇用をしたときに、それまで厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていなかった者も含めて同手続を行っていたことがうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人の最初の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和22年5月1日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 620

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月ごろから 37 年 9 月ごろまで

私は、申立期間においてA事業所（現在は、B社）に勤務した。社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。当時の写真以外に立証するものは無いが勤務していたので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時のA事業所に係る事業所所在地を記した地図の写し及び申立人が名前を挙げた複数の元同僚についてB社に照会したところ、当時の事業所所在地が地図の写しのおりである上、上記元同僚が勤務していた旨を回答していることから、申立人が申立期間ごろにA事業所に勤務したことが推認できる。

しかし、B社に申立人の申立期間における勤務状況について照会したが、関係書類は保管されていないことから不明であるとして、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、申立人が名前を挙げた複数の元同僚に申立人の勤務状況について照会したが、申立人の勤務期間及び勤務実態を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 22 日から 51 年 2 月 12 日まで
私は、申立期間についてA区にあったB事業所で勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）に確認したところ、厚生年金保険の記録が無いとの回答を受けた。勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B事業所に勤務していた期間は同事業所の2階に住んでいたと供述しているところ、申立人が所持していた上司の名刺に記載されている事業所所在地に申立人が住所地を異動していることが戸籍の附票で確認できること及び事業主の供述から、時期は不明であるが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主に照会したところ、申立期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったと回答しており、オンライン記録で確認したところ、当該事業所の名称では厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が無い。

また、申立人が申立期間一緒に勤務したと記憶する元同僚4人のうち、オンライン記録で確認できた2人の厚生年金保険の被保険者期間を確認したところ、両人についても申立期間に厚生年金保険被保険者記録が無い上、そのうちの1人の同僚は、申立期間において国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②においてA事業所で非常勤の講師として勤務していた。

勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者の記録を確認し訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA事業所を管轄するB事業所から提出のあった申立人に係る履歴カードにより、申立期間①については昭和 56 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで、申立期間②については 57 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までA事業所に非常勤の講師として勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は昭和 46 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、再度、58 年 4 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該履歴カードには申立期間①及び②について「1週 15 時間勤務とする」と記載されており、このことについてB事業所は「1週 15 時間勤務で2月を超えない任用の者であれば、厚生年金保険を適用することはない。」と回答している。

さらに、申立期間①は国民年金保険料の納付済期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月ごろから 62 年 5 月ごろまで
私は申立期間においてA社（現在は、B社）に勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立期間のうち昭和 60 年 6 月 1 日から 62 年 5 月 31 日までの期間において、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は正社員になると控除額が多くなるので臨時社員として勤務し、健康保険については国民健康保険に加入していたと供述している。

また、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者は、申立期間当時は従業員の希望により厚生年金保険の加入手続を行っていたと供述している。

さらに、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についてB社に照会したところ、申立期間当時の資料が保存されておらず、申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

加えて、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 624

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年12月10日から20年6月13日まで
私は申立期間においてA市（現在は、B市）にあったC事業所に勤務していたが、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人から提出された写真により、時期及び期間は特定できないものの、申立人がC事業所に勤務していたことが推認される。

しかし、申立人が事業所の所在地として供述したA市において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が無く、同市を管轄する法務局に照会したところ当該事業所名での法人登記の記録も無い。

一方、当該事業所と名称が類似するA市にあったD社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人及び申立人から供述のあった複数の同僚の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

なお、申立人は軍工廠に徴用されてすぐに当該事業所に勤務したと供述していることから、旧令共済組合の対象組織に勤務していた者に関する軍歴証明書の発行業務を行っているE機関に照会したところ、申立人に係る履歴書が提出され、同履歴書には昭和19年1月10日に軍工廠に採用、20年8月31日に依頼解傭と記載されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 625

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から同年 7 月 1 日まで
私は昭和 38 年 2 月に A 社に入社したが、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無かった。
間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるものの、勤務していた時期及び期間は特定できなかった。

また、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者は「当時は約 3 か月間の試用期間経過後に社会保険に加入していた」と供述している上、当該事業所において社会保険の手続を担当していた者は「入社して約 6 か月間は様子を見ており、その後に社会保険に加入させていた」と供述している。このことについて、当該事業所において被保険者となっていた複数の者が供述した入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日を調査したところ、これらの者は入社後 1 か月から 3 か月程度経過後に被保険者資格を取得していることが確認でき、当時、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在不明であることから、申立人が厚生年金保険料を控除されていたことを裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 626 (事案 183 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 40 年 5 月 19 日まで

私はA事業所に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が無いとされた。事業主から私の先輩よりも先に厚生年金保険に加入させると言われており、間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA事業所での申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には資格取得日が昭和 40 年 5 月 20 日と記載されており、申立期間を含む申立期間前後に係る健康保険の整理番号に欠番や乱れも無いこと、ii) 複数の同僚が記憶する入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が相違しており、当該事業所においては従業員の入社後すぐに被保険者資格を取得させていたわけではないことがうかがえること、iii) 当該事業所は 46 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立てに係る事実を確認できる資料及び周辺事情が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 12 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は今回の申立てにおいて、事業主から申立人の先輩よりも先に厚生年金保険に加入させると言われたことを思い出したので、再度調査を行ってほしいとしている。

しかし、当該事業所に係る当該先輩の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同氏が申立期間の数年前には厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていた複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。